

船舶事故調査報告書

平成28年4月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成27年1月29日 01時30分ごろ
発生場所	香川県高松市長崎ノ鼻北方沖 庵治白石礁照射灯から真方位258° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 23.4′ 東経134° 05.4′）
事故の概要	漁船富栄丸は、北西進中、また、漁船繁栄丸は、北東進中、両船が衝突した。 富栄丸は、左舷中央部外板に破口を伴う凹損を生じ、また、繁栄丸は、船首部に亀裂を伴う擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年2月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 富栄丸、4.84トン KA3-22857（漁船登録番号）、個人所有 10.33m（Lr）×2.68m×0.80m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和55年5月27日 第280-42587号（船舶検査済票の番号） B 漁船 繁栄丸、4.6トン KA3-18824（漁船登録番号）、個人所有 11.30m（Lr）×2.78m×0.78m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和50年11月1日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年1月29日 免許証交付日 平成26年6月9日 （平成31年10月7日まで有効） B 船長B 男性 65歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和59年11月6日 免許証交付日 平成26年6月9日

	(平成31年11月5日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	A 左舷中央部外板に破口を伴う凹損 B 船首部に亀裂を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1～2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、長崎ノ鼻北方沖で、手動操舵により約2ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)でえい網しながら北西進していた。</p> <p>船長Aは、A船が緑色全周灯と白色全周灯を上下に連掲して表示しているのを、他船が網を引いているA船を避けるものと思い、船尾甲板の右舷側で左舷方を向いて立ち、下を向いて漁獲物の選別作業を始めた。</p> <p>船長Aは、選別作業を始めてから約5～10分経った頃、A船と違う機関の音が聞こえたので顔を上げたところ、B船を左舷方至近に認めたが、何もできず、平成27年1月29日01時30分ごろ、A船の左舷中央部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、機関室に浸水して自力航行ができなかったため、船長AはB船に移乗し、所属する漁業協同組合から連絡を受けて来援した僚船によって庵治漁港までえい航された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、航行中の動力船の灯火を表示し、漁場を移動する目的で、長崎ノ鼻北方沖を、約8knの速力で自動操舵により北東進した。</p> <p>船長Bは、B船を左舷後方から追い越す態勢で接近する第三船を認め、B船の近くを通るように見えたので、安全に追い越して行くまで同船を目で追った後前方に他船の灯火を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、前部甲板で左舷方を向いて座り、下を向いて漁獲物の選別作業を始めた。</p> <p>船長Bは、選別作業を始めてから約3～5分経った頃、他船と衝突した音と衝撃を感じ、A船と衝突したことに気付いた。</p> <p>船長Bは、所属する漁業協同組合及び海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、船長Aを乗せ、自力で庵治漁港へ帰港した。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、マストに、上から順に緑色全周灯1個、白色全周灯1個、両色灯1個を備え、本事故当時、緑色及び白色全周灯は点灯していたが、両色灯は点灯していなかった。</p> <p>船長Aは、28日の日没時に灯火のスイッチを入れたが、点灯の確認をしておらず、本事故後両色灯が点灯していなかったことに気付いた。</p>

	<p>A船には、レーダー、GPSプロッター及び汽笛が装備されていた。</p> <p>B船には、GPSプロッターが装備されていたが、レーダー及び汽笛はなかった。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していたが、船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、長崎ノ鼻北方沖をえい網しながら北西進中、船長Aが、A船が緑色全周灯と白色全周灯を上下に連掲して表示しているため、他船が網を引いているA船を避けるものと思われ、船尾甲板で下を向いて漁獲物の選別作業を行い、見張りを行っていなかったことから、B船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、長崎ノ鼻北方沖を北東進中、船長Bが、前方に他船の灯火を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思われ、前部甲板で下を向いて漁獲物の選別作業を行い、見張りを行ってなかったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、B船の左舷方を追い越した第三船に注意を向けていたことから、右舷前方のA船に気付かなかった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、長崎ノ鼻北方沖において、A船がえい網しながら北西進中、B船が北東進中、船長Aが、A船が緑色全周灯と白色全周灯を上下に連掲して表示しているため、他船が網を引いているA船を避けるものと思われ、船尾甲板で下を向いて漁獲物の選別作業を行い、また、船長Bが、前方に他船の灯火を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思われ、前部甲板で下を向いて漁獲物の選別作業を行い、共に見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 法定灯火の点灯を確認すること。

付図1 事故発生経過概略図

